特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
7	後期高齢者医療に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

春日部市は、後期高齢者医療に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じて、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

春日部市長

公表日

令和8年2月25日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	春日部市（以下「本市」という。）は、高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1　事務全体の概要 〇高齢者の医療の確保に関する法律及び埼玉県後期高齢者医療広域連合規約等に基づき、被保険者資格等の個人情報の管理、高額療養費等の給付に関する申請の受付や資格確認書等の発行、保険料の収納事務等を行う。 2　特定個人情報を取り扱う事務 以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 (1)被保険者の資格管理に必要な情報確認。 (2)被保険者の給付関係に必要な情報確認。 (3)保険料の収納事務 番号法第19条第8号 に基づく主務省令第2条の表に基づいて、本市は、後期高齢者医療に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。
③システムの名称	1. 後期高齢システム 2. 埼玉県後期高齢者医療広域連合電算処理システム 3. 統合滞納整理システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 中間サーバー 6. 統合収納管理システム

2. 特定個人情報ファイル名
(1)資格ファイル (2)賦課ファイル (3)収滞納ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項　別表の85の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）に基づく主務省令第2条の表 （情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 （2，3，6，13，42，48，55の2，56，65，69，83，87，115，125，131，158，161，164，165，166，173の項） （情報照会の根拠） ：第一欄（情報照会者）が「後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第二欄（事務）に「高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第百十七条で定めるもの」が含まれる項（115の項） ：第一欄（情報照会者）が「後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第二欄（事務）に「高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって第百十八条で定めるもの」が含まれる項（116の項） ：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であって第百十九条で定めるもの」が含まれる項（117の項）	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康保険部　国民健康保険課、財務部　収納管理課
②所属長の役職名	国民健康保険課長 収納管理課長

6. 他の評価実施機関
―

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市政情報課　市民相談・情報公開担当 所在地：〒344-8577　春日部市中央七丁目2番地1 電話：048-736-1111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市政情報課　市民相談・情報公開担当 所在地：〒344-8577　春日部市中央七丁目2番地1 電話：048-736-1111

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[　　基礎項目評価書　　]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　　]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　]接続しない（入手）	[　　]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業	[　　]人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」（令和5年12月18日デジタル庁）の次の留意事項等を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。	

9. 監査			
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検	［ ○ ］ 内部監査	［　　］ 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 9） 従業者に対する教育・啓発 ］ ＜選択肢＞ 1） 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2） 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3） 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4） 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5） 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6） 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7） 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8） 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9） 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を取り扱う職員を対象とした研修の受講を必須として、受講後に担当職員への情報共有を実施しているため従業者に対する教育・啓発は十分に行っていると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年5月28日	Ⅱ－1・2　いつ時点の計数か	平成27年7月22日現在	令和3年5月28日現在	事後	
令和3年9月21日	Ⅰ－1－③システムの名称	1．後期高齢者医療事務支援システム 3．滞納管理システム 4．共通基盤（連携・統合宛名）	1．後期高齢システム 3．滞納整理システム 4．団体内統合宛名システム	事前	
令和3年9月1日	【基礎】・I関連情報1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称「6.収納管理システム」 ・I関連情報4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠「第19条」	・収納管理システムを追加 ・「第19条7号」	・収納管理システムを追加 ・「第19条8号」	事後	
令和6年1月4日	請求先および連絡先の住所	春日部市中央六丁目2番地	春日部市中央七丁目2番地1	事前	
令和7年3月14日	Ⅰ－1－②事務の概要	番号法の別表第二に基づいて、本市は、後期高齢者医療に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	番号法第19条第8号 に基づく主務省令第2条の表に基づいて、本市は、後期高齢者医療に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	事後	
令和7年3月14日	Ⅰ－1－③システムの名称	1．後期高齢システム 2．埼玉県後期高齢者医療広域連合電算処理システム 3．滞納整理システム 4．団体内統合宛名システム 5．中間サーバー 6．収納管理システム	1．後期高齢システム 2．埼玉県後期高齢者医療広域連合電算処理システム 3．統合滞納整理システム 4．団体内統合宛名システム 5．中間サーバー 6．統合収納管理システム	事後	
令和7年3月14日	Ⅰ－3　法令上の根拠	1．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項　別表第一の59 2．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令） （平成26年内閣府・総務省令第5号） ・別表第一省令第46条第1，2，3，4，5，6号	・番号法第9条第1項　別表の85の項	事後	
令和7年3月14日	Ⅰ－4－②法令上の根拠	1　番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 （1，2，3，4，5，26，27，42，62，80，87の項） （別表第二における情報照会の根拠） ：第一欄（情報照会者）が「後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第二欄（事務）に「高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（80の項） ：第一欄（情報照会者）が「後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第二欄（事務）に「高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（81の項） ：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（82の項） 2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（別表第二省令） （平成26年内閣府・総務省第7号） （別表第二省令における情報提供の根拠） ：別表第二省令第1条第1，2号、第2条第2，5，6，7，12号、第3条第1号、第43条第3，5，6，7号、第44条第1，2，3，4，5号 別表第二の27の項については主務省令なし （別表第二省令における情報照会の根拠） ：別表第二省令第43条第1号から第11号まで	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）に基づく主務省令第2条の表 （情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 （2，3，6，13，42，48，56，65，69，83，87，115，125，131，158，161，164，165，166，173の項） （情報照会の根拠） ：第一欄（情報照会者）が「後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第二欄（事務）に「高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第百十七条で定めるもの」が含まれる項（115の項） ：第一欄（情報照会者）が「後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第二欄（事務）に「高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって第百十八条で定めるもの」が含まれる項（116の項） ：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であって第百十九条で定めるもの」が含まれる項（117の項）	事後	
令和7年3月14日	Ⅱ－1・2　いつ時点の計数か	令和3年3月31日時点	令和7年1月31日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月14日	Ⅵ リスク対策 8. 人手を介在させる作業	新規項目のため記載なし	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」（令和5年12月18日デジタル庁）の次の留意事項等を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。	事後	
令和7年3月14日	Ⅵ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	新規項目のため記載なし	9） 従業者に対する教育・啓発 特定個人情報を取り扱う職員を対象とした研修の受講を必須として、受講後に担当職員への情報共有を実施しているため従業者に対する教育・啓発は十分に行っていると考えられる。	事後	
令和8年2月25日	Ⅰ－4－②法令上の根拠	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）に基づく主務省令第2条の表 （情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 （2，3，6，13，42，48，56，65，69，83，87，115，125，131，158，161，164，165，166，173の項） （情報照会の根拠） ：第一欄（情報照会者）が「後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第二欄（事務）に「高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第百十七条で定めるもの」が含まれる項（115の項） ：第一欄（情報照会者）が「後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第二欄（事務）に「高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって第百十八条で定めるもの」が含まれる項（116の項） ：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であって第百十九条で定めるもの」が含まれる項（117の項）	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）に基づく主務省令第2条の表 （情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 （2，3，6，13，42，48，55の2，56，65，69，83，87，115，125，131，158，161，164，165，166，173の項） （情報照会の根拠） ：第一欄（情報照会者）が「後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第二欄（事務）に「高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第百十七条で定めるもの」が含まれる項（115の項） ：第一欄（情報照会者）が「後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第二欄（事務）に「高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって第百十八条で定めるもの」が含まれる項（116の項） ：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であって第百十九条で定めるもの」が含まれる項（117の項）	事後	
令和8年2月25日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和7年1月31日時点	令和8年1月31日時点	事後	
令和8年2月25日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年1月31日時点	令和8年1月31日時点	事後	